

1  
2025

# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## 月刊くろうど



令和7年1月号

January No. 92

### もくじ

重要な制度変更の動きあり！社会保障制度・労働基準関係法制など	・・・2
希望する離職者のマイポータルへの「離職票」の直接送付（令和7年1月～）	・・・3
「令和7年版 源泉徴収のしかた」を公表（国税庁）	・・・4
高年齢雇用継続給付の支給率が変更されます（令和7年4月～）	・・・5
中小規模事業者の多数が個人データの安全管理措置が不十分	・・・6
令和7年春闘 5%以上（中小は6%以上）の賃上げを目指す（連合）	・・・7
人事労務の相談室 Q & A	・・・8
人事労務の統計指標	・・・9.10
偉人・名将の一言一行	・・・11
ゆんたくひんたく	・・・12



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067  
広島県福山市西町二丁目 8-27  
ポートビル 4F

TEL:084-983-1198  
FAX:084-983-1197  
e-mail:info@kuroudo-sr.com  
<https://www.kuroudo-sr.com>

# 重要な制度変更の動きあり！

## 社会保障制度・労働基準関係法制など

最近、社会保障制度をはじめとして、労働基準関係法制、労働安全衛生対策、ハラスメント対策などについて、今後の改革（制度変更）の方向性が立て続けに示されています。以下で、主に企業実務に影響がありそうなものを紹介します。

### 社会保障制度・労働基準関係法制 などの制度変更の方向性 (令和6年12月初旬の状況)

#### <社会保障制度関係>

- 短時間労働者への被用者保険の適用について、企業規模要件（従業員51人以上）および賃金要件（いわゆる106万円の壁）を撤廃する  
加えて、被保険者となる方の手取りが減らないよう、保険料の事業主負担割合を企業の判断で引き上げられる仕組みの導入も検討
- 被用者保険の適用について、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消を図る
- 在職老齢年金を見直す（廃止 or 基準額の引き上げ）
- 厚生年金保険の標準報酬月額の上限（現行65万円）を引き上げる
- 高額療養費の自己負担限度額を見直す（引き上げ and 所得区分の細分化）など

#### <労働基準関係>

- テレワークの実態に合わせたフレックスタイム制（コアデイの導入）を検討する

- 定期的な休日の確保のため、「13日を超える連続勤務をさせてはならない」旨の規定を労働基準法上に設ける など  
<労働安全衛生関係>

- ストレスチェックの実施義務対象を50人未満の全ての事業場に拡大するなど  
<女性活躍推進・ハラスメント関係>

- 101人以上300人以下の企業においても、男女間賃金差異の情報公表を義務とする

- 女性管理職比率の情報公表を義務とする（義務の対象は、101人以上の企業）

- カスタマーハラスメント対策を、事業主の雇用管理上の措置義務とする など

#### <今後の規制・制度改革の検討課題>

- 賃金向上、人手不足対応のため、次のような事項を検討する
  - ・「年収の壁」支援強化パッケージの持続き円滑化
  - ・副業・兼業の円滑化（過度な競業禁止義務の抑制） など

令和7年にはさらに議論が本格化し、制度変更の内容が具体化されていくと思われます。なかには、先送りや立ち消えとなるものも出てくるでしょうが、動向に注視して、必要な情報を適時お伝えするようにします。

なお、税制においても「103万円の壁」の見直しなどが進められていますので、これについても同様に適時お伝えするようにします。

# 希望する離職者のマイナポータルへの「離職票」の直接送付を開始(令和7年1月～)

1月20日より適用

2025（令和7）年1月から、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスが開始されます。

「離職票（雇用保険被保険者離職票）」は、離職者が雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受給するために必要となる書類で、ハローワークが交付するものですが、それが離職者に送付されるまでの

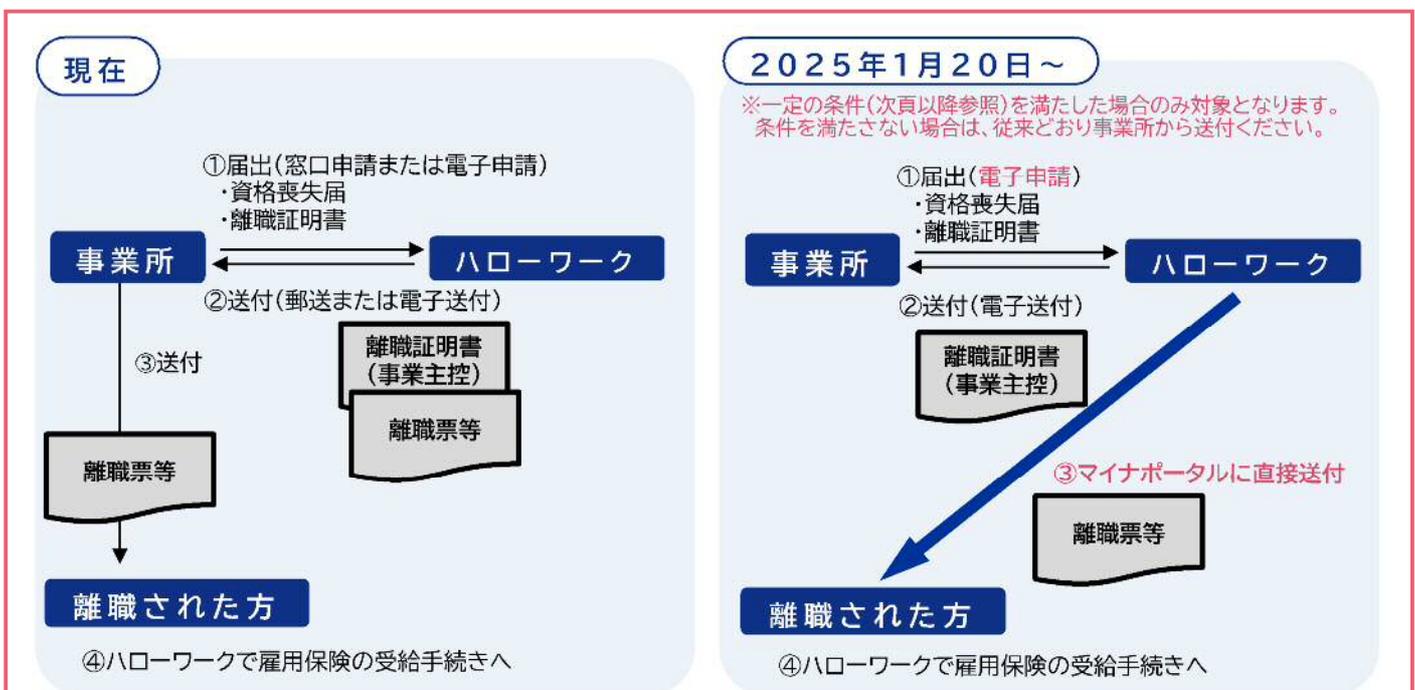
流れに、バリエーションが加わります。

厚生労働省からリーフレットが公表されていますので、そのポイントを確認しておきましょう。

「事業所から離職者に郵送等を行う事務がなくなる」というのはよいですが、このサービスを利用するためにはいくつかの条件があります。

その条件を含め、不明な点があれば、気軽にお問い合わせください。

2025年1月から、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスを開始します！（厚生労働省のリーフレットより抜粋）



**事業所から離職者に郵送等を行う事務がなくなります！**

雇用保険の離職手続きを電子申請で提出いただいた後、ハローワークによる審査が終了したら自動的に離職票等の書類が離職者のマイナポータルに送信されます。

# 「令和7年版 源泉徴収のしかた」を公表 (国税庁)

国税庁から、「令和7年版 源泉徴収のしかた」が公表されました。これは、会社や商店などで通常行う源泉徴収事務の概要を説明したものです。なかでも、最も重要といえるのは「給与所得の源泉徴収事務」ですが、そのほか、「退職所得の源泉徴収事務」なども取り上げられています。

「令和7年版 源泉徴収のしかた」では、上記のような事務（主に「月々の源泉徴収事務」）について、その事務のしか

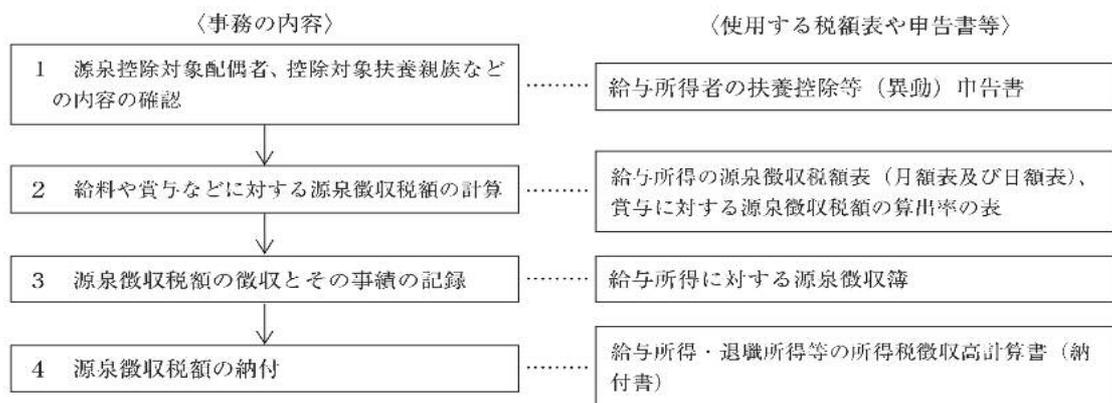
たが、最新の内容で説明されています。

令和6年は例外的に定額減税の事務がありました。令和7年は通常どおりです。とはいえ、複雑で正確性を求められる事務ですので、令和7年1月からの源泉徴収事務を行う前に、今一度、確認しておきたいところです。

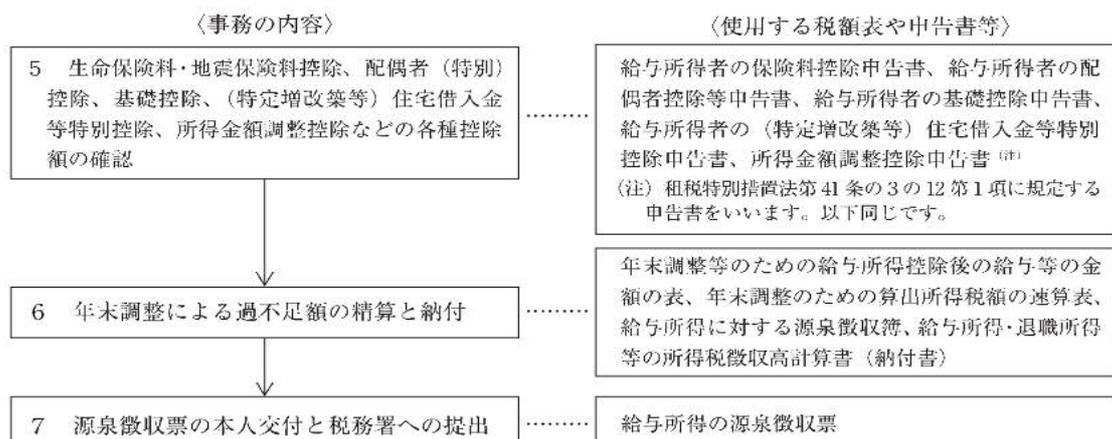
「令和7年版 源泉徴収のしかた」は、国税庁のホームページにも掲載されています。必要であれば、そのURLをお伝えします。

## 「令和7年版 源泉徴収のしかた」／給与所得の源泉徴収事務（基本を確認）

### ○ 月々（日々）の給料や賞与などを支払う際に行う源泉徴収事務



### ○ 年末調整事務等



# 高年齢雇用継続給付の支給率が 変更されます(令和7年4月～)

2025（令和7）年4月から、高年齢雇用継続給付の支給率が、「最高15%」から「最高10%」に引き下げられます。厚生労働省から、高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方に向けて、その内容を周知するためのリーフレットが公表されましたので、確認しておきましょう。

高年齢雇用継続給付を考慮して、高年齢者の賃金を決めている場合には、再検討が必要となります。

このリーフレットでは、対象者の方の説明や、改正後の支給率早見表も紹介されていますので、「全文を見たい」という場合は、気軽にお声掛けください。

令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します（厚生労働省）

## 令和7年4月1日から 高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

### 高年齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

令和7年4月1日以降支給率が変わります。

### 令和7年4月1日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※ ( )内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。  
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

### 対象の方

~~令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たす、ととなった日)を迎えた方が対象となります。~~

# 中小規模事業者の多数が個人データの安全管理措置が不十分(個人情報保護委員会)

個人情報保護委員会から、「中小規模事業者における個人情報等の安全管理措置に関する実態調査」の結果が公表されました。

調査対象事業者は、国内に本社を置く従業員100人以下の事業者で、有効な回答があった3,821件の調査結果を集計したものとされています。

ここでは、調査結果を踏まえた「まとめ～中小規模事業者の個人情報保護に関する意識の向上～」の内容(抜粋)を紹介いたします。



## 中小規模事業者における個人情報等の安全管理措置に関する実態調査／まとめ

- 中小規模事業者においては、個人データの安全管理措置に関する取組が十分でない状況にあり、また、漏えい等報告の義務化を認知していない事業者が多数を占めており、個人情報の漏えい等が発生した場合の対応手順を文書化した規程・マニュアル等を作成している割合も約1割にとどまっている。
- これらの要因として、「何をしてもよいか分からない」や「個人情報保護法等の理解不足」といった個人情報保護に関する認識不足や、個人情報保護に関

する担当者の不在といった、限られた経営リソースの下で十分な体制整備ができていない状況が挙げられる。



- 中小規模事業者においては、個人情報等の管理に当たり、税理士・社会保険労務士・弁護士等への相談等を参考に行っているとの回答が多数あった。

個人情報保護委員会では、このような状況を踏まえ、中小規模事業者に対し、漏えい等事案の報告等の義務化や個人データの安全管理措置の問題点等を広く周知し、適切な取扱いを促すために、引き続き広報・啓発を実施することとし、周知広報に当たっては、引き続き、士業の団体(日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会など)などに協力を要請していくこととしています。

個人情報等の管理について、社労士も相談を受けることが多いので、「何をしてもよいか分からない」や「個人情報保護法等の理解不足」といった場合は、気軽にお声掛けください。



## [ 今月のNEWS ]

# 令和7年春闘 5%以上(中小は6%以上)の賃上げを目指す(連合)

日本労働組合総連合会（連合）は、令和6年11月下旬に開催した中央委員会において、「2025 春季生活闘争方針」を確定しました。

その概要を確認しておきましょう。

## 「2025 春季生活闘争方針」の概要

- 連合は、2025 春季生活闘争において、すべての働く人の持続的な生活向上をはかり、新たなステージをわが国に定着させることをめざす。
- 「賃金も物価も上がらない」という、これまでの社会的規範を変えることで個人消費の拡大、賃金と物価の好循環につなげる。
- 経済社会の新たなステージを定着させるべく、全力で賃上げに取り組み、社会全体への波及をめざす。すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、全体の賃上げの目安は、

賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上とし、その実現をめざす。

- 中小労組などは格差是正分を積極的に要求する。
- 賃金実態が把握できないなどの事情がある中小労組は、上記目標値に格差是正分1%以上を加えた18,000円以上・6%以上を目安とする。
- 持続的な賃上げと格差是正に向けて、適切な価格転嫁・適正取引の取り組みを強化する。



春闘は、例年1月にスタートし、3月中旬に主要企業の集中回答日を迎えます。2025年（令和7年）の動向に注目です。



お仕事  
カレンダー  
1月



- |      |   |
|------|---|
| 1/10 | ● 12月分の源泉徴収税・住民税特別徴収税の納付                  |
| 1/20 | ● 納期特例適用 令和6年7月～12月徴収分の源泉徴収税の納付           |
| 1/31 | ● 12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付                    |
|      | ● 11月決算法人の確定申告と納税・5月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） |
|      | ● 2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）          |
|      | ● 労働保険料の納付（延納3期分）                         |
|      | ● 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満/令和6年10月～12月）        |
|      | ● 法定調書の提出（税務署） ● 給与支払報告書の提出（市区町村）         |

## 人事労務の相談室 Q&A

Q.

当社は、受動喫煙対策として、屋外に喫煙所を設置しています。この場合、喫煙所までの移動時間についても労働時間ということになるのでしょうか？

A.

自席を離れてから戻るまでの時間については休憩時間として扱うことが可能です。ただし、個別事情により労働時間に認定されるケースもあります。

### 今回のポイント

労働時間とは、正しくは「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」をいいます。

これに対して休憩時間とは「単に作業に従事しない手待ち時間をいうのではなく、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間」であるとしています。

そこで今回のご質問については、自席を離れて喫煙所まで行き、喫煙して戻るまでの時間について、労働者が使用者の指揮命令下に置かれているといえるかがポイントとなります。

### 喫煙と労働時間

大原則として、喫煙は業務ではありません。従って、業務中に自席を離れて喫煙所まで行き、喫煙をして戻るまでの間については、会社は休憩時間として取り扱うことが可能です。

しかし、喫煙に要する時間が使用者の指揮命令下に置かれてるのなら話しは別です。例えば、携帯電話を貸与するなどし、喫煙中も上司等からの指示を受けるなど業務に従事している状況が垣間見えるのであれば、労働時間として認定されることになると思われます。

また、過去の裁判例では、喫煙場所である休憩室が自席に近接しており、何かあればすぐ業務に戻らなければならない状況のケースの場合、喫煙に要する時間を労働時間と認定されています。

### まとめ

上記のとおり、喫煙は業務でないにもかかわらず、労働時間の定義によって実務上は「労働時間に含めざるを得ない」とするケースが多く見受けられます。

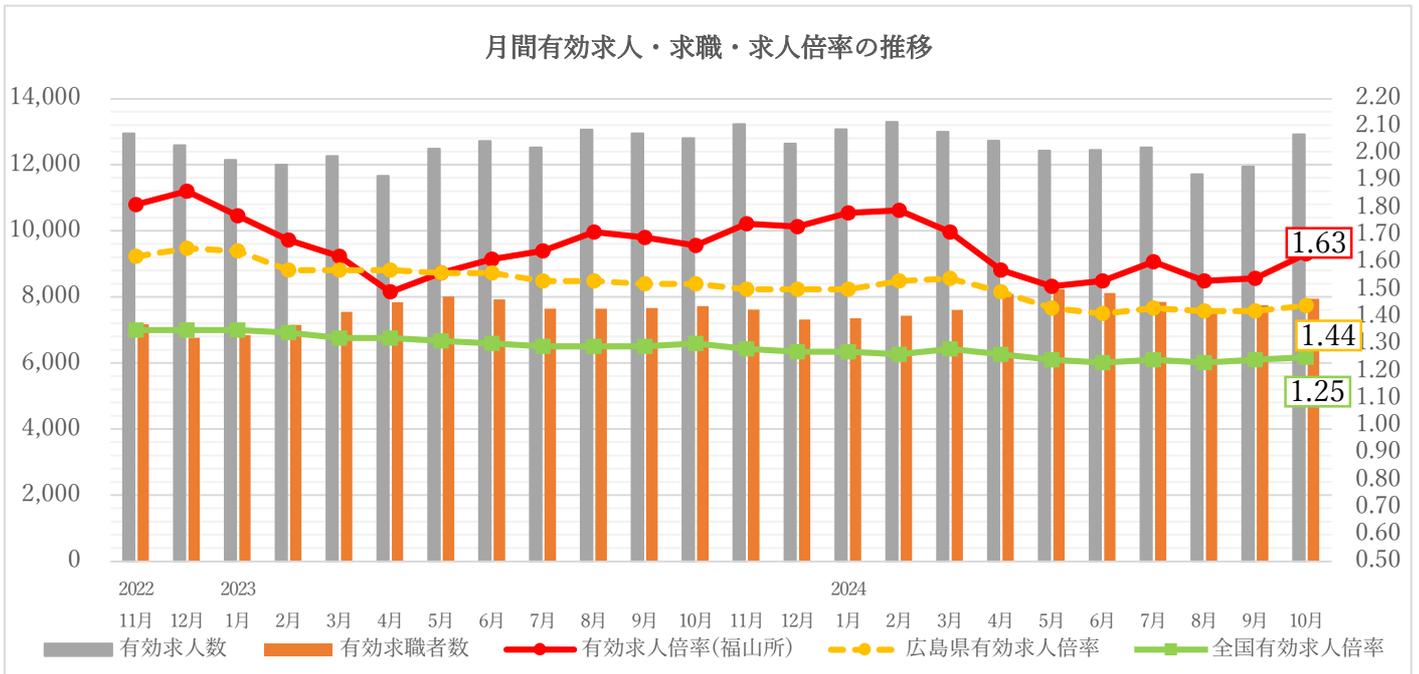
ゆえに喫煙者が堂々と、一日に何度も、長時間、喫煙所にこもることのないよう社内ルールを整備するなど、非喫煙者から不公平との声が上がらない仕組みづくりを心がけることが必要でしょう。

# 人事労務の統計指標

## 労働関係指標 (2024年10月)

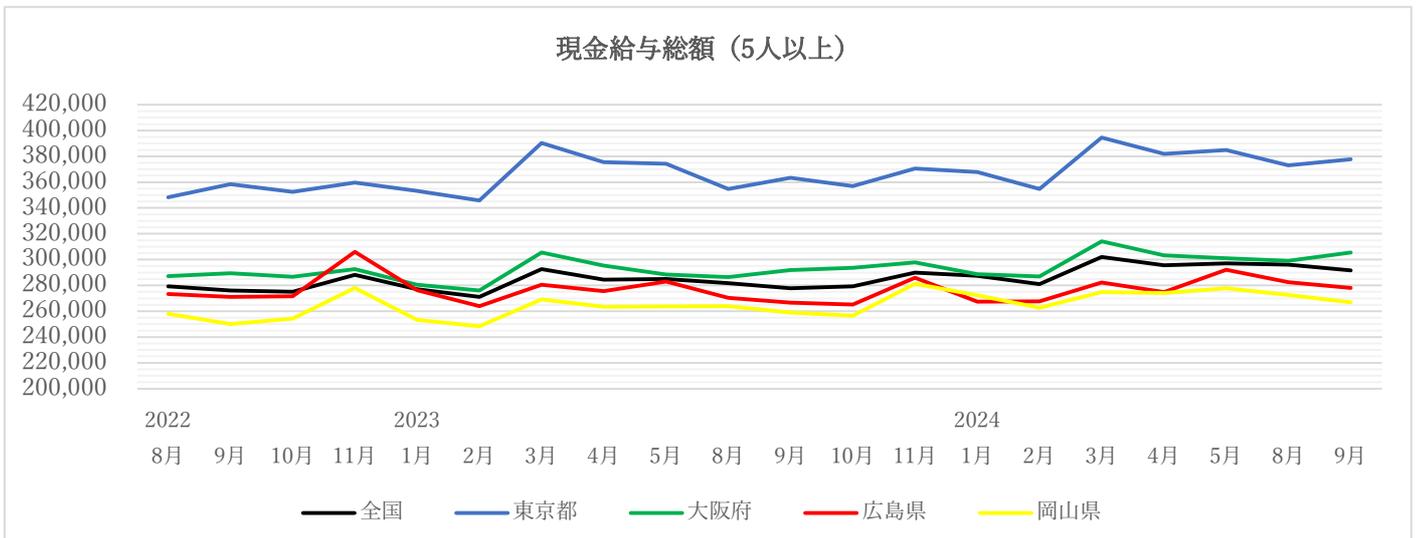
有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.25倍	有効求人人数	全国	2,437,773人	有効求職者数	全国	1,922,809人
	広島県	1.44倍		広島県	65,178人		広島県	45,297人
	福山市	1.63倍		福山市	12,921人		福山市	7,942人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）



## 定期給与 現金給与総額 (2024年9月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
291,712円	377,722円	305,579円	277,986円	266,794円



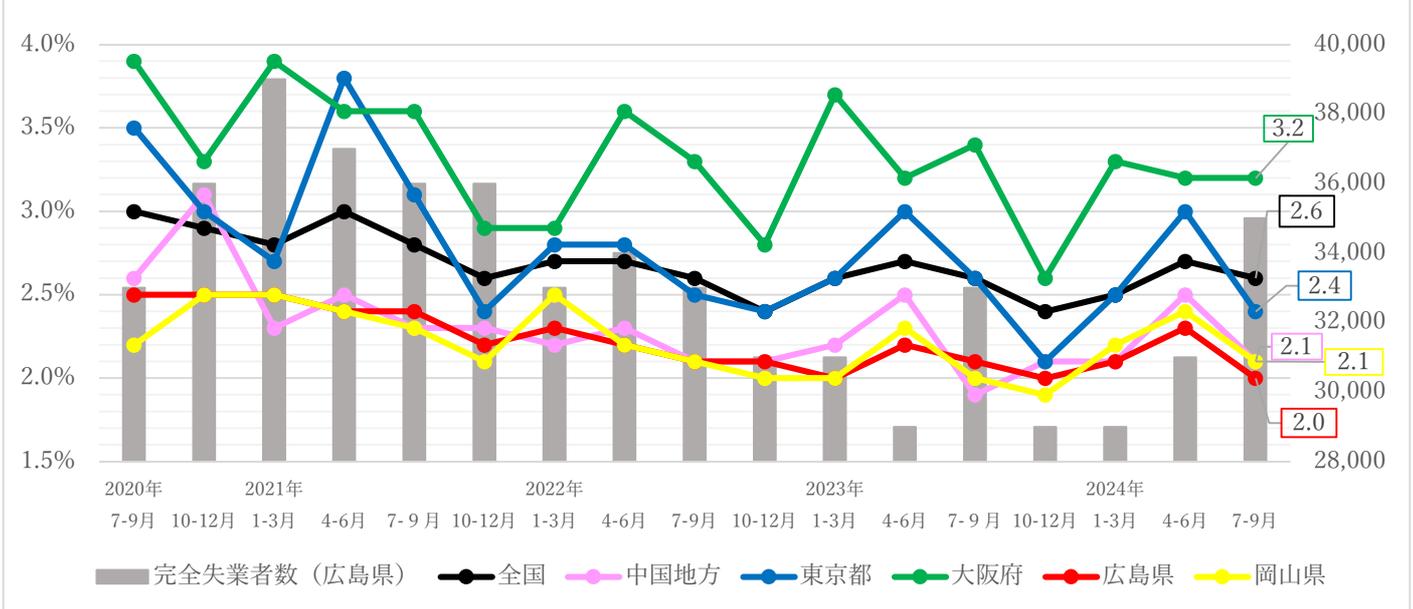
参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

# 人事労務の統計指標

労働関係指標 (2024年7月～9月期平均)

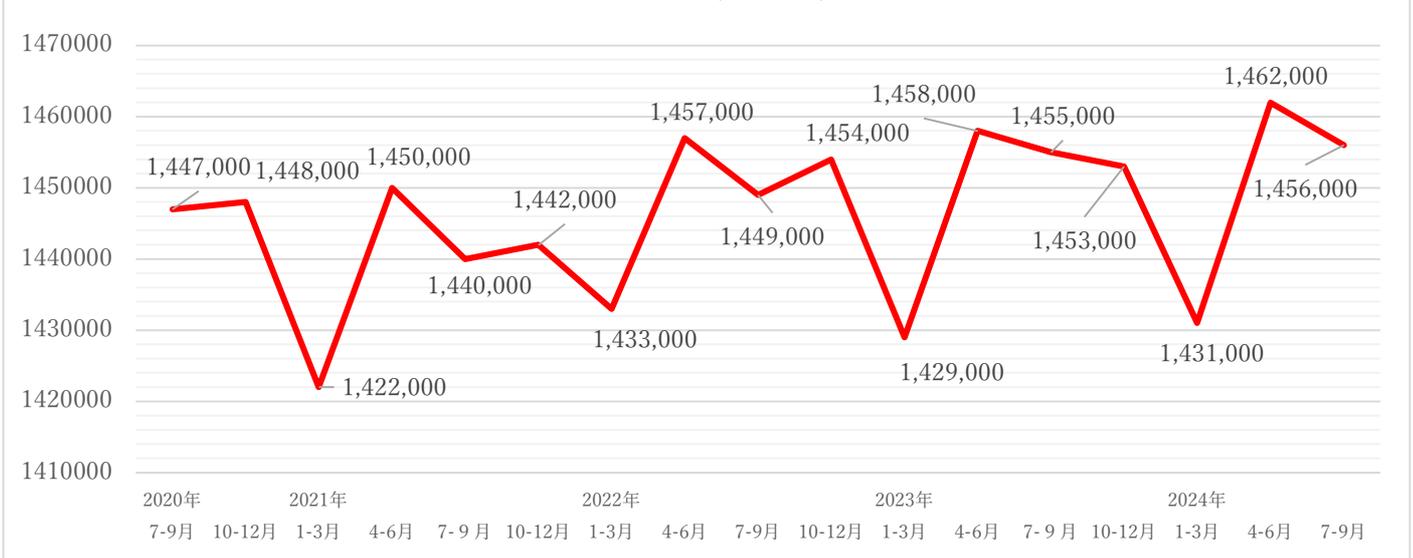
完全失業率	広島県 2.0%	完全失業者数	広島県 29,000人	就業者数	広島県 1,456,000人
	東京都 2.4%		東京都 212,000人		東京都 8,479,000人
	大阪府 3.2%		大阪府 155,000人		大阪府 4,758,000人

完全失業者数（広島県）と完全失業率



※完全失業率：「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

就業者数（広島県）



参考：労働力調査 - 統計情報 | 広島県 (hiroshima.lg.jp)他

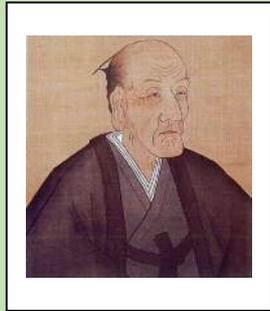
## 偉人・名将の一言一行

なせば成る

なさねば成らぬ

なにごとも

上杉鷹山



【為せば成る、為さねば成らぬ、何事も、成らぬは人の為さぬなりけり】

江戸時代屈指の名君・米沢藩主・上杉鷹山の言葉です。「何事もやろうと思って努力すれば、必ず実現できる。逆に、無理だと思ってあきらめ努力をしなければ、絶対に実現できない」。つまり「どんなことでも強い意志をもってやれば、必ず成就する」という、やる気と行動に起こす大切さを鷹山は説いています。

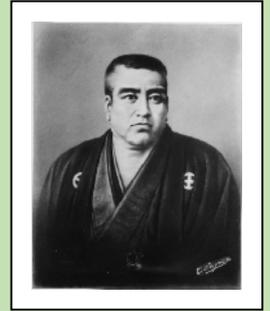
上杉謙信を祖とする名門上杉家の藩主に鷹山が就任したとき、財政は火の車でおよそ160億円の借金をかかえていたと言われています。この破綻寸前の上杉家を存続させるためには、大改革を行うことでの借金完済しか道はありません。

辛く厳しい状況にあった鷹山が不退転の決意で発した言葉なのだと思うと、力強さだけでなく経営者の孤独さも感じる名言です。その後、見事に米沢藩の財政再建を成し遂げた上杉鷹山は、今でも多くの経営者からの尊敬を集めています。

人を相手にせず

天を相手にせよ

西郷隆盛



【人を相手にせず天を相手にせよ。天を相手にして己を尽くし、人を咎めず、我が誠の足らざるを尋ぬべし】

幕末・明治初期の政治家、軍人で、維新の三傑の一人と称された西郷隆盛の言葉です。「人を相手にしないで、天を相手にするようにしなさい。大いなる天を相手にするようにつもりで、自分自身の精一杯を尽くし、人の非をとがめるようなことはしてはならない。そして、もしそれがうまくいかないなら、自分の真心の足りないことを反省しなさい」と説いています。

西郷さんは、座右の銘「敬天愛人（天を敬い人を愛する）」にもある「天」を人生において強く意識していたようです。『お天道様が見てるよ』ではありませんが、誠意や真心を尽くしていれば、天は必ずそれを見てくれています。だから、人からどうのこうの言われようと気にせず、自分が正しいと信じることを一生懸命に取り組みなさいという西郷さんの思いや信念が伝わってくる名言です。

## ゆんたくひんたく

明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

いきなりですが、皆様、「推し活」という言葉はご存知でしょうか。

推し活とは、自分にとっての「推し」を応援する活動のことです（推しとはアイドルや芸能人、キャラクター、鉄道など様々な対象を指します）。

実は私、昔からハローキティの大ファンなんです。昨年2024年はハローキティの生誕50周年のアニバーサリーイヤー。最近は、目立つものを持ったソ身につけこずすることは控えていたものの、2024年はやるしかないと感じ込み、しっかり推し活を楽しんだ1年でした。

そんな特別な1年の締めくくりに私が選んだのはハローキティ新幹線への乗車です。

この新幹線のプロジェクトストーリー（ホームページで公開されています）は心温まるもので、外装は、地域を「つなぐ」「結ぶ」という思いが詰まったリボンモチーフのデザインされているそうです。さらに新幹線内2号車は楽しく旅ができるようおしゃべりかわいく飾りつけされたKAWAII! ROOM、1号車は地域の“ものごと”にふれられる特別展示スペースHELLO! PLAZA。写真撮影スペースだけでなくお土産コーナーもあり、ハローキティとコラボした雑貨、お菓子や飲み物などが並んでいます。しっかり吟味し、50周年限定グッズをゲットしました。

そんな最高の楽しい2024年も幕を閉じ、新たな年を迎えました。私の推し活も期間限定のつもりでしたが、もうしばらく続くことになりそうです。

2025年のビッグイベントといえば大阪・関西万博の開催ではないでしょうか。なんとここでもハローキティは大活躍しそうですね。大阪・関西万博公式キャラクターのジャクジャクとハローキティのコラボグッズも発売されているので、これをゲットなくして推し活は終わらせません。（田部）